

下 8 委 第 168 号

松島町公共下水道台帳整備業務委託

特 記 仕 様 書

令和 8 年 6 月

松島町 水道事業所

目次

第1章 総則	1
第1条 適用範囲	1
第2条 目的	1
第3条 履行期間	1
第4条 準拠法令等	1
第5条 技術者	2
第6条 守秘義務	2
第7条 公的資格による各種取り組みの証明	2
第8条 契約不適合責任	3
第9条 契約不適合責任期間等	3
第10条 機器の検定等	3
第11条 提出書類	4
第12条 疑義	4
第13条 工程管理	4
第14条 作業打合せ	4
第15条 検査	4
第16条 成果品の瑕疵	4
第17条 貸与資料及び返却	4
第2章 作業内容	5
第18条 計画準備	5
第19条 資料収集及び整理	5
第20条 天端高測量	5
第21条 天端高整理計算	5
第22条 人孔調査	5
第23条 管渠・柵調査	5
第24条 下水道施設平面図作成	5
第25条 調書作成	6
第26条 下水道施設系統図修正	6
第27条 下水道施設一般図修正	6
第28条 下水道台帳スキャニング	6
第29条 下水道施設数値化	6
第30条 縮小製本図作成	6
第31条 システム搭載用データ作成	7
第32条 システムセットアップ	7
第3章 成果品	8
第33条 成果品	8

松島町公共下水道台帳整備業務委託

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は松島町（以下、「発注者」という）が発注する「下8委第168号 松島町公共下水道台帳整備業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

第2条 目的

- 1 本業務は、発注者が管理する下水道施設について、正確かつ効率的な維持管理を持続するため下水道台帳を整備するものである。

第3条 履行期間

- 1 契約締結日から令和8年12月25日までとする。

第4条 準拠法令等

- 1 受注者は、本特記仕様書による他、関係諸法令及び関係条例ならびに技術積算書等に基づき、円滑かつ確実に本業務を履行するものとする。なお、原則として当該最新版を適用するものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
- (3) 下水道施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- (4) 下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和四十二年厚生省・建設省令第一号）
- (5) 下水道維持管理指針2014年版（日本下水道協会）
- (6) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き（公益社団法人日本下水道協会）
- (7) 下水道台帳の調製について（昭和53年建設省）
- (8) 下水道管理の適正化について（昭和39年建設省局長通達）
- (9) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (10) 測量法施工令（昭和24年政令第322号・平成16年改正）
- (11) 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- (12) 作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）
- (13) 国土交通省公共測量作業規程（平成20年国土地発668号）
- (14) 松島町個人情報保護情報保護条例及びに条例施行規則
- (15) 松島町契約規則・財務規則
- (16) その他関係法令、規則、通達等

第5条 管理技術者および照査技術者

- 1 本業務の実施に際して、受注者は、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した者を管理技術者、照査技術者に選任する。なお、管理技術者、照査技術者は以下の条件を満たす技術者を配置しなければならない。
- 2 本業務に従事する管理技術者は、測量法第49条に基づく測量士の有資格者であり、契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 本業務に従事する照査技術者は、測量法第49条に基づく測量士の有資格者であり、かつ高度な技術と実務経験を有する空間情報総括監理技術者（社団法人日本測量協会認定）の資格を有するものとする。

第6条 守秘義務

- 1 受注者は、本業務を通じて知り得た事項について、その一切を他の第三者に漏らしてはならない。
- 2 本業務の遂行にあたっては、本業務に係るデータの漏洩、紛失又は改ざんの防止その他データの適正な管理に努め、プライバシーマーク、及びISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を有するものとし適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を持って、業務を遂行しなければならない。
- 3 受注者は、前項に掲げた資格証の写しを契約締結前に提出するものとする。

第7条 公的資格による各種取り組みの証明

- 1 受注者は、本業務を確実に履行するための事業継続、品質管理、環境配慮、情報セキュリティ対策の組織としての取り組みを証明する為、契約前に下記資格の保有を証明する資料を発注者に提出し、承認を得る。
 - (1) 「レジリエンス認証」
 - (2) 「品質管理マネジメントシステム（ISO9001）」
 - (3) 「環境マネジメントシステム（ISO14001）」
 - (4) 「プライバシーマーク」
 - (5) 「ITサービスマネジメントシステム（ISO20000）」
 - (6) 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）」
 - (7) 「一般公共インフラ（道路）及びユーティリティ（上水道、下水道）の資産に関するコンサルティング（ISO55001）」
- 2 部門ごとの認証を行なう (2) 品質管理マネジメントシステムISO9001及び (3) 環境マネジメントシステムISO14001は、本業務の履行を担当する管理技術者が所属する生産技術部門及び発注者への入札参加資格審査申請における入札・契約締結・請求等の権限を有する者（代表者から当該権限が委任されている場合は受任者）が所属する営業部門が認証登録していることとする。

なお、提出時点で各認証等が審査中の場合は、審査前の書面を提示し、審査通過後に差し替えるものとする。

第8条 契約不適合責任

- 1 発注者は、受注者より引渡された成果物が内容、品質、種類、及び仕様に関して仕様書と合致しないもののうち、第2条の目的に照らして発注者の業務に重大な影響を及ぼすもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、良品の再納入、又は第2条の目的に合致する代替品の納入の方法による履行の追完を請求することができる。
- 2 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときには、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。履行の追完又は代金の減額をもってしても、なお、発注者に損害が発生したときは、報酬を上限とした範囲内において当該損害の賠償を受注者に対して請求することができる。
- 3 発注者は、受注者が第1項に従っての履行を追完することができず、また第2項に従って報酬の減額では第2条に記載の規約の目的が達成できないものであるときは、受注者への書面による通知により契約を解除することができる。

第9条 契約不適合責任期間等

- 1 発注者は、引き渡された成果物に関し、成果物の引渡しの日から1年以内でなければ、前条に基づく契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者は、第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第4項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り得た場合には、第1項の規定にかかわらず、直ちにその内容及び事実を受注者に対して通知しなければならず、当該通知を怠った場合には、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者が契約不適合責任期間内において前項の通知をした場合において、発注者が通知から6ヶ月が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 引き渡された成果物の契約不適合が本特記仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるとき又は受注者に責の無い自然災害や社会情勢・技術基準の変化により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第10条 機器の検定等

- 1 受注者は、測定地の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。機器の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。

第11条 提出書類

- 1 受注者は、本業務着手に先立ち、速やかに、発注者に次の書類を提出し承認を受けるものとする。
 - (1) 実施計画書
 - (2) 着手届
 - (3) 工程表
 - (4) 管理技術者・照査技術者通知書
- 2 受注者は、実施計画書をやむを得ない事情により変更する場合には、遅滞なく発注者に報告し、その承認を得ることとする。

第12条 疑義

- 1 受注者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義を生じた場合、その都度発注者と協議し、協議結果に基づき業務を遂行するものとする。

第13条 工程管理

- 1 受注者は、後続業務等に支障をきたすことがないように、各作業工程の中間及び終了時に社内検査を行うものとする。

第14条 作業打合せ

- 1 受注者は業務実施及び業務期間中は、発注者との打ち合わせを密に行い、進捗状況を随時報告しながら業務遂行するものとする。また、打合せごとに記録簿を作成し、相互に確認を取るものとする。
- 2 仕様書にない事項が発生した場合には、速やかに発注者と協議のうえ、決定するものとする。

第15条 検査

- 1 受注者は、必要に応じて発注者が指示する検査を受けるものとする。
- 2 その場合、受注者は事前に成果品並びに関係資料等を整備し、管理技術者が立合いの上、検査を受けるものとする。

第16条 成果品の瑕疵

- 1 業務完了後、受注者の過失、または疎漏に起因する不良箇所等が発見された場合には、発注者が必要と認める修正、補正、その他必要な処置を受注者の負担で行うものとする。

第17条 貸与資料及び返却

- 1 発注者は、業務遂行上必要な図面またはその他関係資料等を受注者に貸与する。
- 2 発注者は、受注者に対してその貸与申請を行った後に資料を貸与することとし、業務完了時においては発注者、受注者それぞれが借用書を確認のうえ、直ちに資料の返却を行うものとする。

第2章 作業内容

第18条 計画準備

- 1 本業務の趣旨及び計画の内容を十分に把握し、適正な履行計画を検討し、立案するものとする。

第19条 資料収集及び整理

- 1 本業務は、発注者が貸与する下水道施設の竣工図及び完工図等の既存資料から下記データを整理し、下水道施設の把握を行うものである。

- (1) マンホールの種類及び内径
- (2) 管渠の形状・内径
- (3) 天端と管底高の比高
- (4) マンホール間の距離
- (5) 宅柵

第20条 天端高測量

- 1 マンホール・管渠等の付設物の地盤高を算出する必要がある場合、天端高測量を行うものとする。測量は3級水準測量とし、その水準路線は、国家水準点又は既知点を利用して閉合させるよう実施するものとする。

第21条 天端高整理計算

- 1 マンホールの天端高は縁の高さを表示するものとし、縁傾斜の場合はその上下の平均とする。本業務の結果を整理し、マンホール毎にその平均値を算出するものとする。

第22条 人孔調査

- 1 マンホールの内径・深さ・寸法等について調査・確認を行い、確認不明並びに再調査の必要に応じて、位置の測定を行うものとする。なお、調査は現地に調査図を携帯して行うものとする。
- 2 マンホールの区間延長は、マンホール蓋中心間の水平距離とし、測定単位はcmとする。調査中、漏水・亀裂等の異常が発見された場合には、速やかに発注者に報告し、必要に応じて報告書を提出するものとする。

第23条 管渠・柵調査

- 1 管渠の管径・管種・勾配等について調査・確認を行うものとする。同様に、柵の取付管についても管径・管種等について調査・確認を行い、確認不明・再調査の必要に応じて、上流人孔中心点より下流に向かって追加距離及び本管から柵中心までの距離を測定するものとする。
- 2 天端と管底高との比高測定については、水平器及びスチールテープを使用し、その比高に管渠の内径を加えた天端との差を管底高とする。

第24条 下水道施設平面図作成

- 1 前述で取りまとめた下水道施設の補修正内容を記入・展開するために必要な編集図を作成する。

- 2 作成した編集図を出図し、系統図修正及び一般図修正の入力用原稿図とする。
- 3 編集図の背景は、道路台帳現況平面図とし、作成する図面の縮尺は、1/500の国土基本図図郭とする。

第25条 調書作成

- 1 調査した下水道施設の数値データを基に、次に掲げる項目毎に調書を出し、下水道法で定められる下水道調書を作成するものとする。
 - (1) 総括調書
 - (2) マンホール調書
 - (3) 管渠延長調書
 - (4) 柵及び取付管調書

第26条 下水道施設系統図修正

- 1 編集図上に下水道施設の補修正内容を記入・展開し、国土基本図図郭単位で整備済みの系統図の修正及び下水道施設データ入力に必要な入力用原稿図を作成する。

第27条 下水道施設一般図修正

- 1 編集図上に下水道施設の補修正内容を記入・展開し、索引図として利用する一般図の修正に必要な入力用原稿図を作成する。一般図には下記に示す事項を記載する。
 - (1) 主要施設
 - (2) 主要管渠
 - (3) 施設平面図図郭割図及び図面番号

第28条 下水道台帳スキヤニング

- 1 前述で整備した入力用原稿図のスキヤニングを行うものとする。
- 2 スキヤニングした入力用原稿図をもとに、下水道施設数値化を行うものとする。

第29条 下水道施設数値化

- 1 前述で作成した入力用原稿図に基づき、下水道施設（マンホール、管渠、柵・取付管等）を対象に、地理情報システムを基盤としたデータベースシステムで管理を行うことができるよう、下水道施設図形データ及び下水道施設属性データの作成・入力を行うものとする。
- 2 属性情報をもとに、標準仕様(案)に準拠した注記情報データの作成を行うものとする。なお、注記情報データについては、施設近辺の他の施設と交差しないようレイアウトを考慮しつつ配置を行うものとする。

第30条 縮小製本図作成

- 1 前述で整備した下水道台帳図を1/500に縮小し、製本を行うものとする。

第31条 システム搭載用データ作成

- 1 本業務で作成する搭載用データファイルは、松島町で運用中の統合型GISシステム（SonicWeb-i）と連携のとれたデータ構成とし、当該システムのデータ形式にて作成するものとする。

第32条 システムセットアップ

- 1 本業務で作成するシステム搭載用データを、松島町で運用中の統合型GISシステム（SonicWeb-i）へ搭載し、更新内容を反映させるものとする。搭載後には、システム動作検証を実施し、データ閲覧をはじめ、各種機能に問題がないことを確認するものとする。
- 2 受注者は、搭載するデータ（Shapeファイル）を事前に発注者へ提供し、下水道標準仕様に基づく検査を受けること。
- 3 検査は1回とする。2回以上の検査が必要となった場合にかかる費用は、受注者が負担すること。

成果品

第33条 成果品

1 本作業の成果品は、下記に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 縮小版製本図 | 1冊 |
| (2) 下水道台帳調書 | |
| ①総括調書 | 1式 |
| ②マンホール調書 | 1式 |
| ③管渠延長調書 | 1式 |
| ④柵及び取付管調書 | 1式 |
| システム搭載用データ (Shapeファイル形式) | 1式 |